

観音寺市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年11月15日

観音寺市監査委員 大西保行

観音寺市監査委員 詫間茂

令和 5 年 度

定期監査結果報告書
(前 期)

観音寺市監査委員

第1 監査の対象および期間

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
市民部 健康福祉部	伊吹支所 (健康増進課) 伊吹診療所 こども未来課 観音寺こども園 大野原こども園 栗井保育所 伊吹保育所 豊浜保育所	令和5年度の財務に関する事務(一部令和4年度を含む)の執行及び経営に係る事業の管理
会計管理者	会計課	
教育委員会事務局 教育部	教育総務課 学校教育課 伊吹小学校 観音寺中学校 中部中学校 伊吹中学校 大野原中学校 豊浜中学校 観音寺中央幼稚園 豊浜幼稚園 文化振興課 市民スポーツ課 学校給食課	令和5年10月4日から同年11月14日まで
議会 各種委員会	議会事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 監査委員事務局	

第2 監査の方法

本監査は、予算の執行、契約関係、補助金交付関係、現金・金券等の出納保管、財産管理、施設管理、文書等の処理及び職員の服務状況等について、事務が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか、また、組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているかに留意し監査を実施した。

監査対象となった部課等に対し、監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し質疑を行い関係書類の検査を行った。

また、本庁外の施設及び教育委員会の所管の施設については、現地に赴き監査を実施した。

第3 監査の結果

事務及び管理については、おおむね適正に処理されていたが、監査時に気づいた簡易な事項については、その都度口頭で指示したので記述は省略する。

監査の結果、一部において次のとおり改善、検討を要する事項が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討、実施されたい。

当該事項について改善の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも事務の執行に当たっては法令等を遵守し、より一層厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

第4 指摘事項、意見等

共通事項

- 負担行為書等で随意契約の根拠法令が相違している場合が多く見受けられる。あらためて随意契約ガイドラインを確認し、また積算根拠の確認も必ずされたい。
- 負担行為書等に添付の起案文書について、決裁日のないものが多く見受けられる。記入漏れのないように努められたい。
- 備品台帳に関しては、購入した年度がかなり古い備品があるため、あらためて照合されたい。
- 外部施設（学校関係含む）の出席簿やタイムカード、公用車運転日誌、駐車場カード使用簿やETCカード使用簿、学校（園）日誌等の管理について、空白のものや確認印忘れ、修正液、鉛筆書きが散見されたので、適正に処理されたい。
- 切手等の受払簿については、観音寺市物品管理規則第13条様式第6号を使用し、切手の使用がなくても毎月作成して所属長の確認印を受け、枚数や残額の管理に努められたい。

こども未来課

- 観音寺市保育施設等給食食材費補助金等交付申請書について、園名や証明日が記載されていないものが見受けられた。様式等再度確認されたい。
- 公印取り扱いについて、公印を銀行印として頻繁に利用している園（施設）が見受けられた。公印の使い方をあらためて見直されたい。

施設関係共通事項（こども園、保育所）

- 現金を預かり領収書を発行する場合は、現金出納簿を作成し管理するよう努められたい。

会計課

- 消耗品の取り扱いについて、観音寺市物品管理規則に沿った管理をされたい。

教育総務課・学校教育課

- 校外勤務簿や出張命令簿について、取り扱い方が各学校異なっている。市立学校職員の服務に関する規則第6条の運用については、協議した上で各学校に対し必要な措置を講じられたい。

学校関係共通事項（小学校、中学校、幼稚園）

- 理科室用薬品管理簿について、ほとんどの学校において、摘要欄の記入、受入、払出の重量の記入がないものや管理責任者の確認印がないもの等が見受けられた。様式については学校教育課から示されている統一の様式を使用し、記入例に示されたとおり記録をされたい。

また、危険回避や事故防止を図るため、関連する法令や各通知などに従い定期的に保管状況を確認するとともに、現在保有量を常に把握し適正に管理されたい。（中学校）

- 学校日誌について、訂正印が多く見受けられたり、巡視時間が一定刻で入力しているものが見受けられた。適正に管理されたい。（中学校）

市民スポーツ課

- 使用許可申請領収済通知書に領収印や取扱者印の押し忘れが見受けられた。適正に処理されたい。